

釧路市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な維持管理を確保するため、必要な取扱について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体（破砕した生ごみを公共下水道に直接排除する機器であるものを除く。）をいう。
- (2) メーカー システムを製造する者をいう。
- (3) 販売業者 システムを販売する者をいう。
- (4) 使用者 次に掲げるものであって最終的にシステムの維持管理に責任を負う者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃借の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (5) 維持管理業者 システムの維持管理のためメーカーに指定された維持管理業者をいう。

(設置基準)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「基準(案)」という。）に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

2 システムを設置する工事は、釧路市排水設備工事指定店でなければならない。

(関係書類の添付)

第4条 システムの新設又は変更をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙の当該システムに関する書類を公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出すること。

(維持管理に関すること)

第5条 申請者は、次の事項を遵守すること。

- (1) 当該システムについて、適切な維持管理を行うこと。
- (2) 当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

(使用者の地位の承継に関すること)

第6条 申請者は、当該システムを有する建築物の譲渡等があったときには、当該譲渡等を受けた使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであることを、当該譲渡等を受けた使用者に説明し、理解を得ること。

(排除の停止、制限又は改善命令)

第7条 管理者は、システムの維持管理の状況により、公共下水道への排除が公共下水道を損傷し若しくは機能を阻害するおそれがあるとき又は公共下水道の管理上必要があると認めるときは、条例第12条又は第21条に基づき、当該システムの設置者又は使用者に対し、排除の停止若しくは制限又は当該システムの改善の命令を行うことができる。

(メーカー及び販売業者の責務)

第8条 管理者は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) システムの販売に当り、申請者に対し、当該システムの維持管理について専門の維持管理事業者との維持管理業務委託の契約が必要であることを説明し、理解を得ること。
- (2) 申請者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、理解を得ること。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、基準(案)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

(別紙)

システム関係書類

1 一般事項に関する書類

- ① ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書（別記第1号様式）
- ② 下水道協会による規格適合評価書（写）及び製品認証書（写）
- ③ 設置場所案内図
- ④ 建物配置図
- ⑤ 工程図
- ⑥ 排水設備設計図

建築平面図及び給排水設備図

2 ディスポーザ排水処理システムに係る資料

- ① 設備の概要（仕様書等）
- ② 排水処理槽容量根拠

3 維持管理に関する書類

- ① 維持管理業務委託契約書（写）
又は維持管理業務委託契約確認書（別記第2号様式）
- ② 維持管理体制
- ③ 処理水質基準
- ④ 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

4 その他

- ① 使用者承継確約書（別記第3号様式）
- ② その他管理者が必要と認めるもの

（注）「維持管理業務委託契約確認書」とは、申請の際、使用者が確定されていない場合に提出すること。使用者が確定したときには、改めて「維持管理業務委託契約書（写）」を提出すること。

別記第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書

年 月 日

釧路市公営企業管理者 あて

住所 釧路市
申請者
氏名 _____
(電話番号 _____)

釧路市ディスポーザ排水処理システム取扱い要綱第4条の規定により、ディスポーザ排水処理システムの新設・変更について次のとおり届け出ます。

設置場所の名称		※整理番号	
設置場所の所在地		※整理年月日	
ディスポーザの種類	ディスポーザ排水処理システム	※施設番号	
添付書類 1 一般事項に関する書類 2 ディスポーザ排水処理システムに係る資料 3 維持管理に関する書類 4 その他		※審査結果	
		※備考	

備 考

1. 添付書類の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
2. ※印の欄には、記載しないこと。
3. 届出書および別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式（第4条関係）

維持管理業務委託確約書

年 月 日

釧路市公営企業管理者 あて

住 所
申請者
氏 名

この度、私が申請しますディスポーザ排水処理システムについて、適切な維持管理を行うため、公益社団法人日本下水道協会「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」の規格適合評価書に記載された維持管理内容について、製品認定書又は企画適合評価書に記載された維持管理業者と早急に維持管理業務委託契約書を取り交す事を確約します。

別記第3号様式（第4条関係）

利用者承継確約書

年 月 日

釧路市公営企業管理者 あて

住 所
申請者
氏 名

この度、私が申請しますディスポーザ排水処理システムについて、当該システムを他人へ譲渡した場合、「当該譲渡等を受けた利用者が、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであること」を、当該譲渡等を受けた利用者に説明し、理解を得ることを確約いたします。